

岩手県吹奏楽連盟表彰規定

- 第1条 (表彰の種類)
表彰は感謝状、表彰状の二種類とする。
- 第2条 (感謝状)
感謝状は次の各号の一つに該当する者について行う。
 - 1 長年、岩手県吹奏楽連盟(以下、県吹連)の役員として尽力しその業績が顕著であり、役員を退任した者。
 - 2 連盟の事業に協力し特別な功績があった者。
 - 3 県吹連主催事業に招待団体などとして出場した団体
- 第3条 (表彰状)
表彰状は次の各号の一つに該当する者について行う。
 - 1 長年連盟の役員として尽力した者で功労が認められた者。
 - 2 吹奏楽に関する優れた作曲、編曲、演奏活動、技術研究、調査、論文などで特に認められた者。
 - 3 県吹連事業において優れた演奏などを評価された者及び団体。
 - 4 その他、吹奏楽の発展に尽くし他の規範として推奨すべき特別な業績が認められた者及び団体。
- 第4条 (評 定)
表彰の評定は評議員会の議を経て決定する。
- 第5条 (表彰基準)
表彰の基準は別表1、2に準じて行う。
- 第6条 (表彰様式)
表彰の授与者は県吹連会長とする。
- 第7条 表彰には副賞として記念品を贈ることができる。
- 第8条 (該当者の申請)
県吹連各支部は該当する者を毎年調査し、原則として11月の評議員会までに表彰申請書を提出するものとする。
- 第9条 表彰者は永久保存される表彰台帳に記載されるものとする。
- 第10条 この規定は評議員会の議により改定できる。
- 付記 本規定は、平成9年6月20日より施行する。
本規定は、平成10年2月18日より施行する。
本規定は、平成16年11月13日より施行する。

<別表1> (感謝状の基準)

会 長	2期(2年)以上で本連盟を退任した者
副 会 長	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
理 事 長	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
副 理 事 長	5期(5年)以上で本連盟を退任した者 (この役職間の異動は通算する)
事 務 局 長	
事務局次長	
常 任 理 事	
評 議 員	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
監 事	
支 部 長	3期(3年)以上で本連盟を退任した者
支 部 役 員	5期(5年)以上で本連盟を退任した者
理 事	6期(6年)以上で本連盟を退任した者
第2条2項	具体的事例について検討する

<別表2> (表彰状の基準)

県 役 員	10期(10年)以上、以下10年目ごと
支 部 役 員	
理 事	具体的事例について検討する。
第3条2項	
第3条3項	吹奏楽コンクール、マーチングコンテストで3年連続して県代表となった団体その他、具体的事例について検討する
第3条4項	定期演奏会10回目毎に主催する団体へ(当該団体の申し出による) その他、具体的事例について検討する